

第1回 観光税検討委員会 議事録

日時：2025年7月23日（水）11:00-12:00

場所：役場 301 会議室

出席者：

【委員】

	氏 名	所属・役職等名
1	山田 雄一	立命館大学ビジネススクール（観光 MBA） 教授
2	森 晃	長野県旅館ホテル組合会 常務理事
3	小田切美幸	野沢温泉マウンテンリゾート観光局代表理事
4	宮崎 至	野沢温泉商工会長（代理出席：羽生田 昌明）
5	片桐アキラ	野沢温泉旅館組合長
6	片桐幹雄	（株）野沢温泉社長
7	西方俊也	村議会議員
8	河野今朝成	村議会議員

【オブザーバー】

	氏 名	所属・役職等名
1	竹井 勝	野沢温泉村 観光産業課長
2	河野 竹芳	野沢温泉村 総務課長

【事務局】

	氏 名	所属・役職等名
1	江尻 丈	野沢温泉村 税務係長
2	笹岡俊介	野沢温泉村 商工観光係長

【提案・資料作成】

	氏 名	所属・役職等名
1	佐藤 俊介	野沢温泉マウンテンリゾート観光局 事務局次長
2	池知 貴大	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
3	江崎 貴昭	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 副主任研究員

議事録：

1. 開会

2. あいさつ

上野村長より挨拶があった。

3. 委員・事務局体制の紹介

各委員・事務局より自己紹介を行った。

4. 委員長及び副委員長の選任

山田委員を委員長に、副委員長を片桐アキラ委員に選任した。

5. 議事

(1) 観光税検討委員会の進め方

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、資料１に沿って説明した（質疑なし）。

(2) 野沢温泉の現状

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より、資料２に沿って説明した（質疑なし）。

(3) 観光振興財源の考え方

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員）より、資料３に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

山田委員 ： ・ 富士河口湖町では、かつて遊魚税を導入したが、フィッシングブームが終わり、現在の税収は非常に少ない。また、沖縄県での観光財源の議論において、レンタカー税を検討したが、観光政策としてレンタカー利用をどうしていくべきかの戦略が不明瞭ということもあり、この検討を見送った。このように、一時的な事象に課税をしても、時代のニーズや観光政策の目的次第で安定的な税収となりにくいことをふまえると、宿泊税は安定的な財源の一つとして考えられる。

森委員 ： ・ 長野県において、当初、入域税や観光施設に対する税も検討したうえで、「まずは宿泊税の導入」という選択となった。

 ・ 様々考えられる財源はあるが、長野県の宿泊税導入に合わせ、野沢温泉村でも同様にまずは宿泊税を検討すべきと考える。一方、他の財源についても中長期的に研究することが良い。

小田切委員 ： ・ まずは宿泊税導入を進めることがふさわしいと考える。

羽生田氏 ： ・ 長野県のスケジュールに合わせて宿泊税を検討するこ

- とが望ましい。
- 片桐（ア）委員：
- ・ 県のスケジュールに合わせ、まずは宿泊税の検討をすべきであり、中長期的には他の財源も研究していくべきである。
 - ・ 宿泊税は一般的になりつつあり、観光客にも受け入れられやすい。
- 片桐（幹）委員：
- ・ まずは宿泊税導入を進めるというプロセスについて同意している。使途の可視化等、宿泊者が納得できる形を示していきたい。
 - ・ 他の財源も中長期的には検討していくべき。
- 西方委員：
- ・ 長野県のスケジュールに合わせて宿泊税導入を検討するという既定路線ありきの議論については慎重になるべき。納税者や特別徴収義務者への理解促進が求められる。
 - ・ 入域税についても検討すべきではないか。宿泊者だけでなく、例えばスキー場利用者にリフト税を課すことも考えられる。
 - ・ DMO として宿泊税に賛成との意見だが、会員の理解があるか。250 軒の宿泊施設が会員になっているはずである。
 - ・ 宿泊税自体に反対している訳ではないが、まずは各財源について検討を重ねて決定をしていくべき。
- 河野委員：
- ・ 財源獲得の機会として今回の観光財源を検討することに同意する。
 - ・ どの税を選択するとどの程度の税収があるのかや、具体的な徴税方法についても今後確認していきたい。
- 江尻係長：
- ・ 他の財源についても検討が必要な場合、新たな議論の機会と検討のための予算措置をとることも検討可能である。
- 森委員：
- ・ 長野県の宿泊税についてはスケジュールが決定しており、このタイミングで村の独自課税により同時にスタートせずに遅れて村で独自課税を行った場合、システム改修の回数が増える等、宿泊事業者にとっても手間が増えることとなる。
 - ・ また、告知が段階的になることに煩雑さも発生する。このように、特別徴収義務者への手間を考慮、長野県と同様のスケジュールで始めることが宿泊事業者にとっても望ましいものとする。
- 山田委員：
- ・ 現実的には長野県の宿泊税導入のスケジュールに間に

合うように独自課税を行うか否かを判断する必要がある。都道府県の宿泊税を導入した後に市町村が独自課税を行った例はなく、遅れて市町村が独自課税をする場合、都道府県側の条例の調整が必要で、相当なハードルがある。

- ・ 白馬村でも宿泊税以外の検討を行うべきという議論があったが、長野県のスケジュールに合わせて宿泊税を導入することを選択しつつ、並行し、他の財源導入についても現在議論を進めている。
 - ・ 長野県が導入するから宿泊税を入れるのではなく、長野県の宿泊税導入が確定している以上、今回の検討委員会のスケジュールの中で宿泊税導入の是非を判断し、答申をすることが求められる。
- 西方委員 :
- ・ 宿泊税自体に反対している訳ではないが、他の財源も含め、筋道を立てて検討を行ってほしい。
 - ・ 9月までに答申が必要であれば、必要に応じて議論の回数を増やしても良い。また、その間にDMOの会員に対しても意見を吸い上げる等のプロセスがあっても良い。

(4) 宿泊税に関する勉強会

提案・資料作成者（（公財）日本交通公社池知主任研究員）より、資料4に沿って説明した。以下、意見及び質疑。

西方委員 :

- ・ 県税のみの場合や独自課税を行った場合、村にどの程度税収が入るかについて確認したい。先日の全員協議会で伺った県税分にリフト税100円を課した場合を組み合わせると、1.1億円程度と見込まれると思われる。

山田委員 :

- ・ 税収額とは別の話として、県税からの戻し入れ額に関する支出内容の決定権は村にはないが、独自課税であれば村側で自由な支出が可能となる。

森委員 :

- ・ 村の宿泊客数は2023年度で54万人と試算されている。これにOTA価格データを参照し、県制度の免税点等を考慮すると、独自課税をしなかった場合は4,400万円の税収となる。独自課税を定額150円で行う場合の税収は6,700万円程度。定額200円で行う場合の税収は9,000万円程度。定率の場合は租税調整の手間が発生しないのは3.33%以上となるが、3.5%とした場合の税収は1.2億

- 円。4.0%の場合は1.45億円と試算できる。
- 山田委員 ：
- ・ 県の制度は、村がどの税率で独自課税を行っても、県税制度より安い宿泊税額にはならない制度となっている。
 - ・ 村で独自課税を行う場合は、定率・定額の設計も独自で決定できる。定率・定額どちらが特別徴収義務者側の負担となるかは宿泊施設の形態によって異なる。
 - ・ 次回は、入域税やリフト税等といった他の選択肢についての議論を行いつつ、並行して宿泊税の独自課税を行う場合における、定率・定額等の税設計の内容に関する議論を行っていきたい。
 - ・ 一番大事なことは、財源を得ることで、村の持続的な成長のために何をすべきなのか戦略を描くことである。税をとる手法の議論以上に、財源を何に投資していくかについて議論するとともに、財源の管理体制・ガバナンスについて議論していくこととしたい。

(5) その他

6. 事務連絡

事務局（野沢温泉村税務係江尻係長）より第2回検討委員会は8/8の14時より開催する旨の連絡があった。

7. 閉会

以上